



長崎最賃審発第19号
令和7年9月18日

長崎労働局長
倉永圭介 殿

長崎地方最低賃金審議会
会長 深浦厚之

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和7年9月18日貴職から、9月2日付け長崎県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する生活協同組合ララコープ労働組合からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和7年9月2日付け答申どおり決定することが適当である。